

【入札参加者用】

# 建設工事等における入札・契約制度の改正説明会

【令和8年2月18日施行】

---

宮城県

# **その他改正事項**

## **建設工事等における電子保証の取扱について**

## 1. 概 要

損害保険会社による保証証券等確認システムの運用が開始されたことから、保険会社による保証証書・証券についても「電子証書の提出」が可能となります。

## 2. 電子による提出を可能とする証書

**保証証券等確認システムに対応している損害保険会社が発行する公共工事履行保証証券・履行保証保険を対象とします。**（受注者が電子・紙 選択可能）

金融機関による保証については、**従来どおり紙媒体による提出とします。**

なお、保証事業会社※が発行する**契約保証証書及び前払金（中間前払金含む）保証証書**についても、引き続き電子による提出が可能です。

（※北海道建設業信用保証株式会社、東日本建設業保証株式会社、西日本建設業保証株式会社）

## 3. 手続き等

電子証書での提出を希望する場合など、手続きや申し込み方法等については、各保険会社へお問い合わせください。

## 4. 適用時期

令和8年4月1日以降に提出される保証証券・保険証券を適用とします。